

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成23年3月29日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ坂出林田店 坂出市林田町3126番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
（意見の概要）
 - 車両積載物が道路上に飛散し、また道路上を汚した場合は速やかに管理者に連絡し、撤去すること。
 - 道路施設等に損傷を及ぼした場合には、速やかに管理者に連絡し原型復旧すること。
 - 生活環境保全の観点から地域住民と十分協議を行うこと。
 - 開発区域内の法定外公共物について、地元関係者と十分協議を行うこと。
 - 開発許可における土地利用計画との整合を図ること。
 - 工事車両等や建設機械等の騒音・振動等、周辺住民の生活に支障をきたすことがないようにするとともに、交通事故のないよう努めること。
 - 当該土地改良区および水利組合と十分協議を行うこと。
 - 廃棄物の処理および清掃に関する法律等、関係法令を遵守すること。
 - 地元の小・中学校に通学する児童・生徒の登下校時には、車両の出入について十分に配慮すること。
 - 地元との協定内容を遵守し、問題が生じたときは誠意を持って解決に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
坂出商工会議所
 - (2) 意見の概要
 - 交通処理問題について、幹線道路のさぬき浜街道を西（坂出市中心部）から東進し入店する場合、右折して入店することができないため、迂回して侵入しようとするれば周辺地域の交通混雑を引き起こす可能性がある。また、無理なUターン等で交通事故の誘発も危惧される。
したがって、交通安全確保並びに交通渋滞緩和につきご配慮願いたい。とくに出店計画地の南は住宅地であり、小学校が立地し児童の通学路となっているうえに、道路幅員も狭いことから十分な安全確保が必要である。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課
縦覧期間	平成23年8月16日（火曜日）から同年9月16日（金曜日）まで